

第9回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会 議事概要

●日時：平成29年12月22日（金曜日） 10:00～12:00

●場所：滋賀県庁北新館5階 5-E会議室

●内容：〔報告〕

- (1) 改正屋外広告物条例ガイドライン（案）への対応について
- (2) 田園住居地域における屋外広告物の規制について

●出席委員：鈴木あつ子委員、高井節子委員（部会長代理）、轟慎一委員（部会長）、西岡功一委員
(6名中4名出席) (50音順)

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

(注) 委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

【質疑応答】

(1) 改正屋外広告物条例ガイドライン（案）への対応について

- ①屋外広告物の点検義務および点検者要件
- ②通行者が多い区域に掲出される屋外広告物の許可期間の短縮

- 点検技能講習は全日本屋外広告業団体連合会と日本サイン協会の共催で昨年12月からスタートしたもので、点検技能に関しては屋外広告士と同等にハードルが高いことから、他の点検者資格と同格に扱うべきではない。
- 安全意識の高い会社以外のところでトラブルが起きる恐れがあるので、行政から安全意識を高める取り組みが必要である。
- 点検者の要件はこれでよいと思うが、長期的にはより安全性の高い制度に変え、点検技能講習修了者の点検技能が職能として認められるよう行政の方から語り掛けられるような仕組みも必要ではないかと思う。
- 先日の台風21号関連ではどのような落下事故が発生しているのか。
- ◆ 全ての事故が報告されるのではなく、国への事故報告は人身事故の発生した場合または発生する恐れがあった場合、特に報道がなされた場合に行うことになっている。今年度は4件報告があり、台風関連が3件で通常時が1件である。なお、通常時の1件は今回提案した通行者が多い区域に該当する場所で発生している。

- 有資格者による点検が必要となる屋外広告物について、現在はどうのような資格者が点検を行っているのか。
- ◆ 抽出による調査結果を分析した結果、有資格者となるためのハードルが高い屋外広告士が半分、比較的ハードルが低い講習会修了者が半分、職業訓練関係は数人というような内訳だった。このことから、優先順位の高いものから点検者の資格を強化することを提案した。
- 点検期間が3年間というのは妥当な判断と見たら良いのか。
- 看板の材質も向上し電飾も蛍光灯からLEDに変わりつつあるので、3年というのは妥当だとは思う。
- 県条例が及ぶ範囲は最終的に6町域になるということだが、独自条例制定市に対してはどうかたちで取り組む計画か。
- ◆ 連絡会議をここに至るまでに2回開催し、県の考え方を示し、市町の意見を聴いている。独自条例制定市は県の考え方を参考にした上で、地域の実情を踏まえて判断をされることになる。

(1) 改正屋外広告物条例ガイドライン（案）への対応について

③ 広告料収入により設置管理される屋外広告物の規制緩和

- どれぐらいニーズがあるのか。
- ◆ 現時点でネーミングライツ推進部局からは具体的なニーズについて報告はないが、他府県の事例を参考に努力したい考えである。
- 施設が老朽化していることや歳入確保が必要なことは理解できるが、ニーズがないなら規制緩和をする必要はないと思う。
- 不要な文字情報は景観上よろしくないし、誤解を招く情報によりドライバーが混乱したり、歩道橋を利用する小学生にとってふさわしくないような企業が維持管理協力者となったりすることも考えられる。
- お金を出してくれている側の意図をくんで字体を変えたり、何か複雑な文字になったりする恐れがあるので、面積だけの問題ではないと思う。
- ◆ 屋外広告物の規制部局としては、これまでから字体についての制限は設けておらず、また手続き不要の面積として自家用や管理用の場合5㎡を採用している。
- 他府県では事例があるのか。
- ◆ 近畿では大阪や兵庫で事例がある。

- 対象となる歩道橋はいくつあるのか。
- ◆ 県の歩道橋は6か所である。

- 歩道橋以外の禁止物件や独自条例制定市への拡大も考えられるのではないのか。
- ◆ 禁止物件をネーミングライツの対象としたいという要望があるのは歩道橋のみである。ネーミングライツ推進部局が独自条例制定市に対して規制緩和を要望されることは考えられる。なお、独自条例制定市の中でも独自に検討を進められているところもある。

- 企業の社会貢献としてするのと、単に広告主としてするのとでは、結果がかなり違うと思う。
- 標識等と勘違いされるというのは非常に問題があると思うので、5㎡以下であれば屋外広告物の規制部局は関与しないのではなく、ネーミングライツ推進部局が行う募集方法等について一定の調整が必要であると思う。

- ◆ 本日いただいた意見をネーミングライツ推進部局に伝えて、その募集要項の中身について調整し、その結果を報告する。

(2) 田園住居地域における屋外広告物の規制について

- 6町域以外も含めて滋賀県には生産緑地地区はないのか。
- ◆ 指定されていない。

- 田園住居地域に変更される地域はないのか。
- ◆ 生産緑地地区がないことから用途変更を検討している市町はない。

- ◆ これまで禁止地域となっていた地域と同等ではなく、田園住居地域が指定されることが考えにくいことから、禁止地域に含めないことについて支障はない。